



大阪市水道局

業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン

第 1.1 版

大阪市水道局総務部 DX 推進課



改訂履歴

版	年月日	改定内容
1.0 版	2025 年 4 月 25 日	初版
1.1 版	2026 年 1 月 23 日	利用できる生成 AI（画像・動画・音声等）を拡大



目次

1 はじめに	3
2 受注業務または指定管理業務における生成 AI の利用規定	4
3 生成 AI 利用に関する特記仕様書及び生成 AI 利用に関する確認について	8
4 生成 AI 利用に関する特記仕様書の運用フロー	12



1 はじめに

- ・大阪市水道局（以下「当局」といいます。）では、業務時間の短縮や作業負荷の軽減を図るべく、令和6年度から生成AIの利用を開始しました。
- ・生成AIの利用は業務効率化が期待される一方で、情報漏えいや回答の不正確さ、知的財産権の侵害といったリスクも伴うことから、職員向け利用ガイドラインを策定し、ルールを遵守して利用しているところです。
- ・当局が発注する業務においても、受注者や指定管理者（以下「業務受託事業者等」といいます。）が生成AIを利用することで同様のリスクを伴うことから、安全性を確保しながら、業務の効率化と質の向上を実現するためには、当局が利用内容や情報セキュリティ管理体制を把握したうえで、業務受託事業者等に生成AIを利用してもらうことが必要です。
- ・そこで、当局と契約又は協定を締結する際には、本ガイドラインに定める利用規定を遵守する内容の特記仕様書を添えて契約又は協定を締結することとし、業務受託事業者等が生成AIを利用する場合には、業務所管部署へ利用内容等の確認依頼を行い、承認を受けていただく必要があります。
- ・また、生成AIの生成物を利用する際には他者の権利を侵害しないよう特に細心の注意を払う必要がありますが、動画や画像などの生成物は、既存のキャラクターや作品の特徴を再現しやすく、その結果、著作権侵害と判断されるリスクが高いという特徴があるため、慎重な対応が必要です。

本ガイドラインに基づき、業務受託事業者等の皆さんには生成AIの利用ルールの遵守をお願いします。



2 受注業務または指定管理業務における生成 AI の利用規定

- ・「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において生成 AI を利用する場合には、事前に発注者あて所定様式に確認を依頼し、確認を受けるとともに、下記利用規定を遵守する必要があります。

利用規定

- 1 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 2 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 3 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること
- 4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI (ChatGPT や Gemini など) の利用を禁止する
- 5 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイト (Google や Microsoft Bing など) は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 6 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する

- 9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 11 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ使用すること
- 12 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること
- 13 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

解説

- 1 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。

「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において生成 AI を利用する場合には、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者宛に所定様式「生成 AI 利用に関する確認依頼書」により確認依頼をし、確認を得たうえで、利用規定を遵守して利用する必要があります。

また、確認内容に変更等が生じた際には変更の届け出が必要です。

生成 AI を利用しない場合は、特段の届出は不要です。

- 2 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと

生成 AI には、情報漏えい、回答の不正確性、知的財産権侵害等様々な問題が指摘されています。これらのリスクを考慮して、当面、生成 AI の利用は業務支援目的での利用に限定することとしています。

市民や事業者向けに、生成 AI の生成物を直接供給するような使い方は禁止します。生成 AI の出力結果はあくまで業務の補助として利用してください。

3 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること

生成 AI の生成物を利用する際には他者の権利を侵害しないよう特に細心の注意を払う必要があります。

とりわけ、画像や動画の生成物は、文章生成 AI の生成物と比べて既存のキャラクターや作品の特徴を再現しやすく、その結果、著作権侵害と判断されるリスクが高いという特徴があります。そのため、生成 AI サービスが学習に使用したデータの出所に起因するリスクに対応することが重要です。

原則

利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用して下さい。学習データが著作権者から許諾を得たものや著作権切れのコンテンツに限定されたサービスを利用することで、生成結果の利用時にも適法なコンテンツのみが生成され、著作権侵害のリスクを大幅に低減できます。

例外的な対応

当該要件に該当しないサービス、または該当するか不明なサービスを利用する場合は、次の措置を講じる必要があります。

- ・照合や専門的レビュー等により、生成内容が既存著作物と類似していないこと、無許諾で依拠していないことを確認する。
- ・発注者と受注者の間のトラブルを防止するため、成果物として利用する際には、発注者の同意を得る。

学習データに起因するリスクへの対応と、生成内容が第三者の権利を侵害しないよう確認し、侵害につながる入力を避ける対応は、それぞれ異なるリスク層に対する補完的な措置であり、両方の観点からの対応が不可欠です。

4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI (ChatGPT や Gemini など) の利用を禁止する

5 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイト (Google や Yahoo! など) は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する

インターネット上で公開され、不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI について、オプトアウト機能※などの情報保護措置がない場合があり、利

用者の入力データが生成 AI の学習データとして利用されるリスクや、組織的な管理がされない不適切な利用につながる恐れがあるため、利用を禁止します。

※オプトアウト機能 … 自分の情報を利用されたくない場合、第三者提供をやめるという方式

6 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること

7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する

組織的に利用している生成 AI であっても、情報セキュリティの観点から、オプトアウト機能などで入力情報が学習されない設定で利用することとし、契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止します。

8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する

生成 AI による生成物が、知的財産権等を侵害する可能性があることを踏まえ、既存の著作権物等（作品、キャラクター名等）を想起させるような指示文（プロンプト）の入力を禁止するとともに、画像生成や動画生成など、生成物を直接利用する性質のサービスを利用する際には、第三者が権利を有する画像等の取り込みを禁止します。

なお、単に既存の著作物等をプロンプトとして入力するだけの行為は、直ちに著作権侵害に該当するとは限りませんが、現在想定していない侵害リスクが発生する可能性もあります。

9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること

生成 AI には、事実と異なる情報をもっともらしい形で回答する現象「ハルシネーション」が発生する場合があります。そのため、出力内容の根拠、正確性、妥当性、一貫性等を必ず確認し、偏りや差別的な表現が含まれていないか等も必ず確認してください。

10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること

生成 AI の生成物が既存の著作物等と同一または類似している場合、それらを利用することが著作権、商標権などの知的財産権の侵害にあたる可能性があります。また、生成物に特定の人物が含まれる場合や類推される場合には、その生成物を利用することがパブリシティ権や肖像権の侵害となるケースも考えられます。

したがって、生成 AI の生成物を利用する際には、知的財産権、パブリシティ権、肖像権等、関連法規に抵触しないかを十分に調査し、適切な対応を行ってください。

11 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ使用すること

生成 AI の出力内容は、あくまで業務の補助的な資料です。

生成 AI の出力内容は、加筆・修正のうえ使用してください。

12 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること

生成 AI の出力内容について、出力内容が正確であることや、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないと判断した場合はそのまま使用することも可能とします。

ただし、生成物をそのまま利用する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして組織として意思決定のうえで、利用してください。

12 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

生成 AI の利用規定外の利用や情報漏えいなどのリスクを防ぐために、誰がどのように生成 AI を使っているかを明確化し管理することが必要です。

また、業務の透明性を確保するためにも、利用ログを記録・管理することが重要です。



3 生成 AI 利用に関する特記仕様書及び生成 AI 利用に関する確認について

「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理者業務において生成 AI を利用する場合には、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者あて所定様式「生成 AI 利用に関する確認依頼書」により確認依頼を提出し、確認を受けてから、利用する必要があります。

「生成 AI 利用に関する確認依頼書」(Word 様式)は水道局ホームページ「[事業者の皆さまへ](#)」のページからダウンロードできます。

(特記仕様書イメージ)

生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.1版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成AIの利用規定

- ・ 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html>
- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- ・ 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- ・ 画像及び動画の生成AIサービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- ・ 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。
- ・ 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ使用すること。
- ・ 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

(生成 AI 利用に関する確認依頼書イメージ)

生成 AI を利用する場合に受注者又は指定管理者から発注者へ提出

生成 AI 利用に関する確認依頼書

令和 年 月 日

大阪市水道局長

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版」に定められた利用規定を遵守のうえ、生成 AI を利用しますので、以下の記載事項について確認をお願いします。

なお、記載内容について、事実と相違ないことを誓約し、変更等が生じた際には改めて確認を依頼します。

また、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

1 契約又は指定管理名称

2 区分

新規（新規業務への利用） 変更（確認済業務の利用内容の変更）

3 利用者

受注者又は指定管理者 再委託又は再々委託等の相手方（社名： ）

4 生成 AI 利用業務内容等及び業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト

裏面以下のとおり

5 連絡先

部署 _____

氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

生成AI利用業務内容等及び業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン遵守チェックリスト

1 生成AIを利用する業務内容及び利用者の範囲等（別紙添付による報告も可）

事項	内容
(1) 利用業務内容、利用目的、利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用業務 : ・利用目的 : ・利用方法 :
(2) 生成AIサービス名称、提供元	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する生成AIの種類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>①文章 <input type="checkbox"/>②音声 <input type="checkbox"/>③画像 <input type="checkbox"/>④動画 <input type="checkbox"/>⑤その他（ ） ・生成AIサービス名称 : ・提供元 : ・利用規約 :
(3) 利用する生成AIサービスの 類型 (2) で①②以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別されたコンテンツのみをAIモデルの学習に利用しているサービス <input type="checkbox"/>利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別されたコンテンツのみをAIモデルの学習に利用しているサービスに該当しない又は該当するか不明のサービス
(3) 利用者の範囲 <small>利用部署や人數等を記載してください。</small>	
(4) 情報セキュリティ管理体制 (管理体制、利用ログ管理) <small>情報セキュリティ管理体制(部署、役職、人數)や利用者のサービス利用ログの管理体制を記載してください。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ管理体制 : ・利用ログの管理体制 :

2 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン遵守チェックリスト

下記事項を遵守することを確認しました。（確認した項目を（チェック））

遵守事項
<input type="checkbox"/> 生成AIを利用（新規業務への利用又は確認済業務の利用内容の変更）する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用ルールの遵守・誓約内容を事前に発注者宛に確認依頼します。
<input type="checkbox"/> 生成AIは内部業務の支援のための利用に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しません。
<input type="checkbox"/> 画像及び動画の生成AIサービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用するこを原則としますが、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ます。
<input type="checkbox"/> インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIは利用しません。
<input type="checkbox"/> 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用はしません。
<input type="checkbox"/> 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用します。
<input type="checkbox"/> 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報は入力しません。
<input type="checkbox"/> 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力はしません。
<input type="checkbox"/> 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認するよう運用します。
<input type="checkbox"/> 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認するよう運用します。

- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ利用します。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用します。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用します。

以上



4 生成AI利用に関する特記仕様書の運用フロー

